



許可番号 03950007551

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2

氏名 株式会社ユアック

代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司



許可の年月日 令和4年9月15日

許可の有効年月日 令和11年8月16日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物になったものに限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)、鋳さい(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃石綿等、ばいじん(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、燃え殻(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、汚泥(裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。) 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
裏面に記載のとおり

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有  
以下余白

<裏面>

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（有害物質を含むもの）

|                 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 汚泥 | 鉍さい |
|-----------------|----|----|-------|----|-----|
| 水銀又はその化合物       |    | ○  | ○     | ○  | ○   |
| カドミウム又はその化合物    |    | ○  | ○     | ○  | ○   |
| 鉛又はその化合物        |    | ○  | ○     | ○  | ○   |
| 有機燐化合物          |    | ○  | ○     | ○  |     |
| 六価クロム化合物        |    | ○  | ○     | ○  | ○   |
| 砒素又はその化合物       |    | ○  | ○     | ○  | ○   |
| シアニ化合物          |    | ○  | ○     | ○  |     |
| ポリ塩化ビフェニル       |    |    |       |    |     |
| トリクロロエチレン       | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| テトラクロロエチレン      | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| ジクロロメタン         | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| 四塩化炭素           | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| 1,2-ジクロロエタン     | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| 1,1-ジクロロエチレン    | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| 1,3-ジクロロプロペン    | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| チウラム            |    | ○  | ○     | ○  |     |
| シマジン            |    | ○  | ○     | ○  |     |
| チオベンカルブ         |    | ○  | ○     | ○  |     |
| ベンゼン            | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| セレン又はその化合物      |    | ○  | ○     | ○  | ○   |
| 1,4-ジオキサン       | ○  | ○  | ○     | ○  |     |
| ダイオキシン類         |    | ○  | ○     | ○  |     |

※ 「○」を付したものが取り扱うことができるものを、「—」を付したものができないものを指す。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年8月17日 新規許可

平成26年5月22日 変更許可（感染性産業廃棄物、鉍さい、ばいじ有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、廃ポリ塩化ビフェニル等の限定

平成29年10月11日 更新許可

令和4年9月15日 更新許可（優良認定）